

別表第一から別表第一の五まで(現行のとおり)

(現行のとおり) 別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の二関係)

編析

いう。一建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値を

$A = (1 - BPI) \times 100$

ものとする。この式において、A及びBPIは、それぞれ次の値を表す

A 建築物の熱負荷の低減率

BPI 次のいずれかの値をいう。

より求めたものをいう。以下同じ。) を室内周囲空間通省告示第二百六十五号) 第一 三に定めるところににおける算出方法等に係る事項 (平成二十八年国土交負荷 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。) の年間熱空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する。以下同じ。) の屋内周囲空間(各階の外気に接する。以下同じ。) の屋内周囲空間(各階の外気に接すり、特定建築物(増築の場合にあっては増築部分に限

別表第一から別表第一の五まで (略)

(略) 別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の二関係)

編巻

いう。一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値を

 $A=100\times \{1-(PAL*の値÷PAL*の基準値)\}$

は、それぞれ次の値を表すものとする。 この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基準値

A 建築物の熱負荷の低減率

で徐して得た値。ただし、建築物エネルギー消費生態基を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)第二百六十五号。以下「算出方法」という。)第一 三る算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内のする。特定建築物の屋内周囲空間(各階の外気に接

新旧対照表③(別表) ※網掛け部分は左に90度回転させる。

る。 床面積により加重平均した数値で除して得た値とす 応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の 床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に 母空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の 分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周 り、同表に掲げる用途のうちニ以上の用途に供する部 う。)別表に掲げる数値で除して得た値とする。ただ 省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」とい 消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業 個を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た

 方メートル)で除して得た値合計を引きまる各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷のに規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建省合第一号。以下「基準省令」という。)別表用途の項準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通

間の床面積で加重平均した値一 築物については、各用途の当該値を各用途の屋内周囲空に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建域区分の欄に掲げる値。ただし、基準省令別表用途の項PAL*の基準値 基準省令別表用途の項の区分に応じ、地 る。 床面積により加重平均した数値で除して得た値とす

- て算出されるBPIの値 消費性能を適切に評価できる方法と認める方法におい 国 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー
- り算出した値をいう。 二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ

 $ERR = (1 - BEI) \times 100$

すものとする。この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

BEI <u>次のいずれかの値をいう。</u>

- う。以下同じ。)で除して得た値とする。 今第三条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう第一条第一項第一号イに規定するものをいい、同省う。以下同じ。)を基準一次エネルギー消費量(同省第二条中EMを加える部分を除いて算出したものをい第一条第一項第一号イに規定するものをいい、同省令刊、特定建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省合
- の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消であると認めるものをいう。以下口において同じ。) エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次 は定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消

り算出した値をいう。 二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ

 $ERR = (1 - BEI) \times 100$

すものとする。この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

 $BEI = \frac{ET}{EST}$

 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$

 $E_{T} = (E_{AC} + E_{V} + E_{L} + E_{W} + E_{EV} - E_{S}) \times 10^{-3}$

れ次の値を表すものとする。 Esev、Et、Ev、Ev、Ev及びEsは、それぞ これらの式において、Est、Esv、Est、Esw、

新旧対照表③(別表) ※網掛け部分は左に90度回転させる。

て得た値とする。
豊量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除し

において算出されるBEIの値ルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法□基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネ

きメガジュール) 設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につ

- (単位 一年につきメガジュール) 備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 開出方法第一 1一(二) により求める空気調和設
- ユール) 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジ 開財方法第一 二(四)により求める給湯設備の
- | <u>- ル)</u> <u>弾一次エネルギー消費量(単位 | 年につきメガジュ|| | 算出方法第一 | 二(五)により求める昇降機の基</u>
- 量」という。) (単位 一年につきギガジュール) 次エネルギー消費量(以下「設計一次エネルギー消費 門T 基準省合第一条第一項第一号イに規定する設計一
- ガジュール) 備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメ開わ設 算出方法第一 一(一)により求める空気調和設
- (単位 一年につきメガジュール) 備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 Ev 算出方法第一 一(二)により求める空気調和設
- EL 算出方法第一 一(三)により求める照明設備の

新旧対照表③(別表) ※網掛け部分は左に90度回転させる。 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジ µ — ≤) | Ew | 算出方法第一 | (四) により求める給湯設備の 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガ 計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジ Es 算出方法第一 (() により求めるエネルギー 利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の 削減量(単位 一年につきメガジュール)